

事 務 連 絡

平成18年6月26日

社団法人日本建設機械化協会会長殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

石綿等の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の  
改正について（情報提供）

標記につきましては、平成18年6月26日、労働政策審議会に対し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行い、これらについて同審議会安全衛生分科会において審議が行われた結果、同日、妥当と認める旨答申がありました。

厚生労働省においては、この答申を受け、今後、労働安全衛生法施行令、石綿障害予防規則等の改正を行い、平成18年9月1日から施行する予定としております。

つきましては、今回の改正に係る関係資料につきまして、別添のとおり情報提供いたしますので、貴団体におかれましても、その内容について御了知いただくとともに、傘下会員事業場等に対する情報提供など御協力をいただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- 1 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」についての労働政策審議会に対する諮問について（平成18年6月26日厚生労働省発表）
- 2 石綿等の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正について（第25回 労働政策審議会安全衛生分科会 資料番号1-2）

連絡先：厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課衛生対策班 和田、丸山  
電話 03-5253-1111（内線）5515, 5516